

令和8年大和高田市物価高騰対応くらし応援ギフトカード配布事業
運営業務委託契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年大和高田市物価高騰対応くらし応援ギフトカード配布事業運営委託業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は令和8年大和高田市物価高騰対応くらし応援ギフトカード配布事業運営委託業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 本契約に基づく業務内容は、本契約書附属の仕様書のとおりとする。

2 乙は、本業務についてこの契約書又は仕様書に明示されていない事項であっても、事務の性質上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担でこれを処理しなければならない。

（履行期間）

第3条 本契約に基づく履行期間は、契約締結日から令和8年10月30日までとする。

（契約金額）

第4条 本契約に基づく委託料は、総額契約とし、その金額は金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の委託料には、本業務の履行に必要となる一切の費用を含むものとする。ただし、ギフトカードの額面金額に相当するチャージ金（未利用残高返納手数料は除く）と初回発送に係る郵送料については、本契約に基づく委託料には含まれないものとし、甲がインコム・ジャパン株式会社及び日本郵便株式会社と直接行うものとする。

（消費税等相当額）

第5条 取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77、第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し、算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（委託業務調査）

第6条 甲は、乙のこの委託業務の処理状況について、隨時調査し、若しくは必要な報告を

求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。

(一括再委託及び権利義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務の履行上相当な理由があり、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、一部に限り再委託をすることができる。

2 乙はこの契約書によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委託業務の公共性の認識等)

第8条 乙は、委託業務を行うにあたっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

2 乙は、本業務の実施にあたり、事故、トラブル、苦情の集中その他緊急に対応を要する事態が発生した場合には、本市の要請又は状況に応じ、速やかに責任者又は適切な対応が可能な者を現地に派遣し、必要な対応を行うものとする。

(業務委託料及び支払)

第9条 乙は、本業務について、毎月末日をもって当該月分の業務を締め、業務委託料の請求を行うものとする。

2 前項の請求は、当該月に実施した業務内容を記載した報告書を添えて請求するものとする。

3 甲は、前各項の請求について内容を確認し、適正と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に、乙に対して当該請求額を支払うものとする。

(遅延利息)

第10条 乙の責めに帰する理由により委託期限までに本業務の遂行することができなかつた場合は、甲は、乙に対して、遅延日数に応じ、本契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）

第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の損害金の支払いを請求することができる。

2 甲の責めに帰する事由により、契約代金の支払いが遅延した場合は、乙は、甲に対して、未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に定めるもののほか、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守しなければならない。

(成果物の著作権等)

第13条 本契約に基づき乙が作成した広報物、利用案内、報告書、データその他一切の成果物（以下「成果物」という。）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、別途定めのない限り、全て甲に帰属するものとする。

2 甲は、成果物について、期間及び地域の制限なく、無償で、複製、改変、翻案、配布、公衆送信、展示その他必要な方法により利用し、又は第三者に利用させることができるものとする。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。
 - ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接

的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。
- ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（5）前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

（違約金）

第15条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

（談合等による解除）

第16条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- （1）公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
 - （2）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
 - （3）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第17条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければ

ならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務遂行が不可能となったときは、甲に書面を提出することにより、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(第三者への損害賠償)

第19条 乙が本件業務遂行にあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた場合、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き乙はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約または個別契約の履行および本件業務の遂行に関連して、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、当該第三者に対し、直接その賠償の責任を負うものとし、甲に対し何らの迷惑または損害を及ぼさない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(業務内容の変更)

第21条 甲は、この契約締結後の事情により必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を中止することができる。

2 前項の場合において、委託料等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規定に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約に係る経費)

第23条 本契約の締結に係る経費については、乙の負担とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内 大造

受託者（乙）

[個人情報取り扱い特記事項]

(個人情報の取り扱い)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(個人情報取扱担当者の選任及び監督・教育)

第2条 乙は、乙の従業者の中から個人情報取扱担当者を選任するものとする。

- 2 乙は、個人情報の目的外利用又は漏えいが発生しないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、個人情報取扱担当者を監督するとともに、個人情報取扱担当者に対して必要な教育及び訓練を行うものとする。

(個人情報の持出しの禁止)

第3条 乙は、個人情報を処理し、又は保管する場所としてあらかじめ定めた場所以外の場所に個人情報を持ち出さなければならない。ただし、甲の指示があるときは、この限りでない。

(秘密等の保持)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をはじめとする全ての情報について、他に漏らさなければならない。また、本件業務以外にこの情報を利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、その従業者がこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の制限)

第5条 乙は、本件業務については、自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が事前の書面により承認した場合に限り、乙は、本件業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合において、乙は、再委託先に対し、乙と同様の義務を負わせ、本契約の遵守を行うよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のため必要最小限のものとしなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するために収集、作成等し、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために収集、作成等し、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報等の管理)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成等し、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報を漏えい、き損、滅失等することのないよう、安全な管理に努めなければならない。

(情報漏えい等が発生した場合)

第10条 乙は、甲から引き渡された資料等に記録された個人情報の目的外利用又は第三者への提供・開示・漏えい等を確認した場合、直ちに必要な調査を行ったうえ影響の極小化を図るとともに、速やかに再発防止策を策定して甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、乙に対して契約金額を上限に損害の賠償を請求することができるものとする。

3 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(損害賠償等)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、契約金額を上限にその損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(返還義務等)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(従業者への通知)

- 第13条 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

- 第14条 甲は、乙が委託事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時に調査を行うことができる。

(指導)

- 第15条 甲は、乙が委託事務の執行に当たり個人情報の取り扱いが不適当と認められる時は、必要な指導を行うことができる。

(その他)

- 第16条 乙は、前各条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。